

第二十五回国 参議院 社会労働委員会 會議録 第三号

昭和三十一年十一月二十二日(木曜日) 午前十時二十七分開会

委員の異動

本日委員小幡治和君、吉田萬次君及び寺本廣作君辞任につき、その補欠として勝俣稔君、横山フク君及び谷口弥三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 榊原 亨君
安井 謙君
山本 經勝君
早川 慎一君

委員

大谷藤之助君 勝俣 稔君 草葉 隆圓君 谷口弥三郎君 野本 品吉君 吉江 勝保君 片岡 文重君 木下 友敬君 藤田藤太郎君 藤原 道子君 山下 義信君 竹中 恒夫君

衆議院議員

厚生大臣 井手 以誠君 内田 常雄君 事務局長 小林 英三君 常任委員 多田 仁巳君 会専門員

説明員

厚生大臣官 牛丸 義留君 房総務課長 厚生省公衆 衛生局長 山口 正義君

本日の會議に付した案件 ○性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(第二十四回国会継続)

○身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(第二十四回国会継続)

○寄生病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第二十四回国会継続)

○委員長(千葉信君) それではただいまから社会労働委員会を開会いたします。まず最初に、委員の異動を御報告申し上げます。

十一月二十二日付小幡治和君、寺本廣作君及び吉田萬次君が辞任されました。その補欠として勝俣稔君、谷口弥三郎君、横山フク君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 性病予防法等の一部を改正する法律案及び身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○事務局長(小林英三君) ただいま議題となりました性病予防法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

性病予防法におきましては、性病診療所費に対する国庫負担率は、二分の一となつておりますが、これは補助金等の臨時特例等に関する法律によりまして、昭和二十九年年度末四分の一に低減されておりました。

しかし、その後検討の結果、性病予防行政の円滑な運営をはかりましたため、この特例措置を廃止することが妥当と認められるに至りましたので、このたびこれが廃止の措置を講じようとするものであります。

ただ、保健所に併設されております性病診療所につきましても、保健所と一体的に運営されております等の特殊性に基きまして、現在のところ保健所の経営費に対する国庫負担率が三分の一になつておられる関係上、これと同一にするのが妥当と考えまして、国庫負担率を三分の一とした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(千葉信君) それでは、まず性病予防法等の一部を改正する法律案の質疑を行います。申し上げておきますが、大臣は衆議院の関係で欠席をされますけれども、公衆衛生局長の山口正義君、大臣官房総務課長の牛丸義留君が説明に当られます。御質問を願います。

○山下義信君 質問というよりは、性病予防法ですか、今議題になつたのは、性病予防法の改正の提案理由の説明を聞いたのですがね。公衆衛生局長から、内容についての事務当局の説明を一つお願いしたいと思つております。

○説明員(山口正義君) 性病予防法等の一部を改正する法律案、提案理由に

つきましてはただいま大臣から申し上げた通りでございますが、ただいま提案理由で御説明申し上げましたように、性病予防法十六条に基きまして設置されております性病診療院、性病診療所の補助率は、本法そのものにおきましては二分の一になつておるわけでございまして、設置並びに運営に要する費用は二分の一になつておるわけでございまして、それが先ほど提案理由にもございまして、補助金等の臨時特例等に関する法律によりまして、昭和二十九年以来、性病病院に對し、事業費に對します補助率は、依然として二分の一でございますが、性病診療所——その性病診療所は二通りございまして、単独の診療所、それから保健所に併設してございまして、性病診療所と二通りございまして、単独の診療所は全国で三十カ所ございまして、それから保健所に併設の診療所は、保健所の数、七百八十二カ所ございまして、その両方ともその事業費に對します補助率が四分の一に低減されておるのでございまして、元來性病予防行政といつたしましては、種々の方策をとつておるのでございまして、その早期治療を普及いたしますために、経済的に恵まれていない人たちに對しましては、その治療費用を減免する制度を設けられておるのでございまして、先ほど申し上げました数字、私間違いましたので訂正させていただきますが、三十カ所と申し上げましたが、病院でございまして、単独の性病診療

所は四十八カ所でございます。訂正させていただきます。その減免の制度が設けられているわけでございますが、国庫補助率が減減されました結果、それと一方におきましては、地方財政がだんだん窮乏になって参りましたために、おのずから地方におきましてその、性病診療所を設置いたしております地方公共団体におきまして、収入をはかるというふうな傾向が見られてくるようになって参つたわけでございまして、従いまして、性病予防行政の一つの方法でございます減免治療というところが、だんだん行われにくくなつてくるわけでございます。その結果といたしまして、国で一定額の予算を計上いたしましたも、地方で十分予算を計上せず、国で予算を計上いたしました予算が不用額になるといふような事態も起つてくるというふうな事になって参ります。これではせっかく性病予防法の趣旨といたしまして早期治療を実施いたしますための減免治療というところが十分に行われぬことになりまして、やはり性病予防行政と早期治療の実をあげますために、この際、地方財政がますます困難になつて参ります折柄、国の補助率を上げまして、そうして地方が予算を十分に計上し、必要なものに対して減免治療を行い得るようになつていふような方を考へべきではないかという事で、昭和二十九年年度以来、臨時特別によりまして四分の一に下げられております補助率を引き上げたいというわけでございまして、もともと二分の一に戻したいというわけでございまして、ただ、先ほど提案理由の説明でも申し上げましたように、保健所併設の診療所につきまして

は、保健所の事務費に対しまして国庫補助率が現在三分の一になつておりますので、これは保健所の医療費に対しまして、三分の一に引き上げるといふこととさせていただきますと思つておられるわけでございまして、現実の面におきましては、四分の一から三分の一に引き上げられるという事になるわけでございまして、このように補助率を引き上げさせていただきます、そうしてこれらに性病診療所における減免治療をできるだけ多く行ふ、そうして経済的に困つて居る人たちに對して性病に対する早期治療を実施してあげたいという趣旨でございまして、
○委員長(千葉信吾) 速記をとめて下さい。
「速記中止」
○委員長(千葉信吾) 速記を始めて。それでは御質疑もございませんようですから、これで御質疑を打ち切つて、さらに討論を省略して直ちに採決に入りたいと思つますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(千葉信吾) 性病予防法等の一部を改正する法律案につきまして、原案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
「賛成者挙手」
○委員長(千葉信吾) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決することに決定いたしました。
なお、本会議における口頭報告の内

容、議長に提出する報告書の作成その他の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思つますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。
それでは報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。
多数意見者署名
山下 義信 藤原 道子
片岡 文重 藤田藤太郎
木下 友敬 山本 経勝
竹中 恒夫 吉江 勝保
谷口弥三郎 榎原 亨
勝俣 稔 大谷藤之助
安井 謙 草葉 隆圓
早川 慎一
○委員長(千葉信吾) それでは、次に身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案の質疑を行います。
御質疑のある方は順次御発言を願います。— それでは先ほどの例にならつて、先に総務課長牛丸義留君が出席されておりますから、御説明を願いたいと思つます。
○説明員(牛丸義留君) 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案の趣旨は、先ほど大臣が説明いたしました通りでございます。この法律案の内容といたしましては、本年の四月一日以降実施されたいわゆる新医療制度の実施に伴いまして、処方せん発行に伴つて、先ほど説明いたしましたことと似た医療の制度として実施されること

になつたわけでございまして、ところが健康保険法その他につきましては、従来法律規定といたしまして、保険薬剤師という規定がすでに法定されておるわけでございますが、ここへ掲げられてあります身体障害者福祉法並びに生活保護法、結核予防法、未帰還者留守家族等援護法等の規定におきましては、薬剤師の指定という制度が法律上明定されておりましたので、この際その点をばつくりと条文に規定しまして、新医療制度の施行に遺憾なきを期したいという趣旨でございまして、
それから第二の点は、国民健康保険の運営協議会の委員は、従来医師、歯科医師の方の代表はありましたが、薬剤師の代表もございまして、今後は、これらも同じ趣旨に参りまして薬剤師代表の方を運営協議会の委員に入れるという趣旨で、第二の趣旨でございます。
以上二点が本法の法律規定の内容でございます。
○委員長(千葉信吾) それでは本案につき質疑のある方は順次御発言を願います。
○安井謙君 私の方は別に格別質疑もないので、討論を省略したいと思つますが、社会党その他の……
○委員長(千葉信吾) ただいまの安井君の動議に御異議ございませんか。
○山下義信君 私どもには関連して伺いたい点がありますが、それはまた他の機会に譲つてもいいと思つますが、しかし法律案を上げる際には少くとも主管局長は出席すべきだと思つた。先ほど出席者の氏名の御紹介があつたときに、総務課長の御氏名も

おつしやつたが、これは総務課長はいつの場合でも法案の審議には出席すべきであつて、総括的な立場の人でありますから、少くとも主管局長は出席しないかやらない。そうじゃなくて、本来は法案の採決には大臣も出席すべきであつた。先ほど大臣はお差しつかえがあつて、委員会の許しを得られて席を離れたのでありますけれども、これは私には妥当でない、あまりにルーズに流れることは慎みむべきだと思つております。はなはださういふ点は不満に存じますが、あまりルーズに流れ過ぎては、一応御許しをさせていただきます。今後どういふわけできようかと思つて、どういふわけにかという事を一応おつしやつたおいていただかなくちゃならぬ。「賛成」と呼ぶ者あり
○藤原道子君 局長はなぜ出られないのですか。
○説明員(牛丸義留君) これは関係局長といたしましては、社会局長並びに引揚援護局長、それから業務局長、医務局長も関係がございまして、従来慣例として省の各局に閣連いたしておりますので、総務課長の主管ということになつておりましたので、それは関係局長の出席をしない理由でございまして、が、そういうふうな慣例で私が一応説明に當つたわけでございます。局長さんの出席されなかつたことはまことに遺憾でございますが、一応主管の説明は、そういふふうな慣例で私が説明いたしましたので、御了承願いたいと思つます。

○山下義信君 私は説明のことを言っているのじゃありません。説明であらうと、質疑であらうと、討論であらうと、採決であらうと、すべて法案の審議に当つては大臣みずからがその衝に當るのが、これが建前です。で、その他の人たちが當る詳しい説明があれば事務当局がなされるのが、これが建前。そして各局にわたることについて御説明になるのは、それは総務課長が便利でよろしいであります。しかし法案を採決しようというよりな段階になりますれば、少くとも関係の局長、数局にわたればその主たる局長が出席するのは当然であります。身体障害者の今回の法案の内容が薬局や薬剤師あるいは業務、医務等にわたるといいます。身体障害者関係の主管局長はだれですか。関係局長は数局にわたります。主たる主管の局長は社会局長であるという事は明白である。少くとも社会局長が出るのが……。法案を採決いたしますのはわれわれ全國民に代つてやるのであります。敵黨にやらなければなりません。身体障害者の数十万の人たちの福祉に關する法案を採決する。敵黨にやらなければならぬ。質疑は省略いたしました。討論は省略いたしました。その採決に當つて政府の責任者が顔を出さぬということには、私はあまりに国会の運営としては疎略過ぎると思つて。

○委員長(千葉信君) ただいま山下君並びに藤原君の言われましたことは重々御もつともでございますので、この点については後刻委員長から嚴重に厚生大臣に注意を与えることにします。従いまして、先ほど安井君から動議がありました。この法律案についての

質疑は大体以上をもつて打ち切りといふもしい討論があらうと、いかにがでしよ

○安井謙君 関連して……、委員長の御承明で了承しまして、その通り進めたいと思つております。今の山下君の御意見通り、採決のときには大臣がお差しつかえならば政務次官でも顔をお出しになるというのには、これはどこで見ても当りませぬことなので、その点はあわせて今後十分お願いいたしたいと思つております。(その通り)「同感」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) 討論のおありの方は……。

○藤原道子君 私も討論省略に異議ないです。ですから、これをあと回しにして、次に移つていただいで、採決のときにはせめて政務次官ぐらひは来ていただくことをお願いします。まだ委員会の出発でございますから、出発からあまりルーズになることは好ましくございませぬので、そういうことにお計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(千葉信君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(千葉信君) それでは速記を始めて下さい。

○委員長(千葉信君) それでは速記を省略することについて御異議ございせんか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) それでは本案に關する採決について

はあとに回すことにいたします。

○委員長(千葉信君) 次の寄生虫病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案者内田常雄君が出席されておりますので、提案理由の御説明をお願いいたします。

なお、衆議院議員の眞崎勝次君、橋渡君、井手以誠君が出席されておりますことを念のために申し上げておきます。

○衆議院議員(内田常雄君) ただいま議題となりました衆議院提出の寄生虫病予防法の一部を改正する法律案につきまして衆議院を代表してその提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は過ぐる第二十四回国会におきまして、衆議院におきまして全会一致をもつて可決され、本院に送付せられたものであります。当委員会の継続審査に付されて今日に至つておるものであります。

この改正法律案の趣旨といたしますところは、現行寄生虫病予防法におきまして、法定寄生虫病として指定されておられますところの住血吸虫の病のち、地方的に最もしやうけつをきわめておりました。かつ重篤な症状を呈し、一番厄介な日本住血吸虫病につきまして、これが計画的の根絶をはかりとするものであります。この日本住血吸虫病につきましては、すでに關係地方の各位は十分御承知のように、他の寄生虫病などと違ひまして厄介なことに、医学や薬学の進歩した今日におきまして、これを予防または治療する確かな方法がないのであります。しかもこの病氣は、その病原虫の微細なる幼虫が

特定地域における穀倉地帯の田畑の間の小溝などに発生浮遊いたしまして、人間はむろんのこと、牛馬などの哺乳類の健全なる皮膚を通して体内に侵入し、肝臓や血管を侵して、勤勞不能の状態に陥らるべきものであります。山梨や、広島、福岡、佐賀などの各県をはじめ有病地方におきましては、農民や学童などその罹病率がきわめて高い状況にありまして、まことに悲惨なことでありますのみならず、農耕その他日常生活に重大なる障害を与えておるものであります。

このような事情に対処いたしました。現行寄生虫病予防法の規定を適用して、病原虫生息地帯の公共団体と協力して、この病氣を撲滅いたしますために、その病原虫の中間宿主である宮入員と申す特定の巻貝を絶滅する方策を講じ、その方法として國費の補助によりまして、これが生息地帯における溝渠のコンクリート化を行わせて参つておりますことは各位のすでに御承知のとおりと存じます。

しかしながら、この数年の経過にかんがみますと、この病氣が特定の地方に限られたものでありますこと、また財政支出の問題などに災ひされまして、さきに申述べましたように、この病氣がゆゆしいものであります。放し置することを許し得ないものであるにもかかわらず、施策の徹底を得ずともかかわらず、本病の撲滅も百年河清を待つたこととすの通りであります。ここに今回、寄生虫病予防法の一部を改正いたしまして、法律上明確に本寄生虫病の撲滅対策を取り上げ、昭

和三十一年度以降おむね十年を目標としてこの病原虫の生息地帯において施設するコンクリート作りの溝渠新設の基本計画及び各年の実施計画を國において定めることといたすとともに、これに対する公共団体の支出する費用に對する國費負担の割合を要すれば政令をもつて引き上げることができるといたしたいと存するものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

この法律案はただいま申し述べましたように、予算の若干の増額を伴う法律案でありまして、先般衆議院を通過いたしましたのち、あたかも昭和三十一年度の予算概算の要求時期に當つておりましたので、厚生省当局からはこの法律の改正に基く予算の概算を大蔵省に現在提出、要求中の事情でございます。三十二年におきましてこの法律の趣旨に基く予算の成立を期しますためにには急を要するものと考へますので、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(千葉信君) 御質疑を願います。

○藤原道子君 ちよつと提案者にお伺いしたいのです。三十一年度においても予算が計上されておるのじやないでしようか。それとも一つ、どのくらい予算を伴うものでありますでしょうか。

○衆議院議員(内田常雄君) お尋ねの件につきましては、これは三十一年度におきましては、また数年前からわずかの予算が計上されております。しかし、その予算は三十一年度について申

三

しますと、わずかに二千万円くらいでございまして、その施設をいたしますための総額の費用は、現在の寄生虫病予防法の規定によりまして、地方公共団体のうち当該市町村が三分の一、それから関係府県が三分の一、国が三分の一の補助、こういう形でございまして、国は昭和三十一年度において約二千万円、府県は計上してございまして、事業費全体として六千万円、これはわれわれが希望をいたしますところの費用からいたしますと非常な少いのであります。それではこの法案が通った場合においてはどうなるかと申しますと、御配付の法律案の中にありますように、今後は政令をもつて、つまり厚生省と大蔵省との打ち合せによりまして、今の法律にある三分の一、三分の一、三分の一という負担、これを變更して地方の公共団体の負担を軽くして、国費の若干増額を期し得るような形にいたしてございまして、厚生省から三十二年度の概算として要求されておりますのは、三十一年度の二千万円余りに対しまして一億一千四百百万円くらいの概算要求をしておりまして、従って約九千万円くらいは増額が、この法律を通したくないかという希望を持っておられるわけにございまして。

○藤原道子君 これを継続いたしましたし、十一年計画で完成できる見込みなれども、さういふ見込みが、この際、政府当局から本法施行に

○山下義信君 今の藤原委員の御質疑は提案者に対してされたのであります。この際、政府当局から本法施行に

ついでに必要な予算の算定の年度等について、今後の政府としての本法施行についての考え方、あるいは大蔵省当局との厚生省の見通し等について政府の方の一つ考え方を聞いておきたいと思ひます。

○説明員(山口正義君) たいだいま議題となつております法律案につきまして、今後の財政負担の問題もございまして、国庫負担率の引き上げについても慎重に検討する必要があります。この日本住血吸虫病の被害にかんがみまして、計画的にその予防措置を講じようとする御趣旨は、ごもつともございまして、やむを得ないものと認めまして善処をいたしたいと、そういうふうな政府といたしては考へておられるわけにございまして。

○山下義信君 予算の見直しはどうか。

○説明員(山口正義君) 予算は先ほど提案者の内田先生から御説明がございまして、来年度は今後残つておられます必要と認められますものを十年に割りまして、その十分の一を事業の量といたしまして、それから一件当りの予算単価も引き上げ、それから先ほどお話のございました国庫補助率も現在は三分の一、三分の一、三分の一でございまして、今要求いたしてございまして、地元市町村が四分の一、府県が四分の一、国が二分の一というところで要求をいたしてございまして、厚生省から大蔵省に對しては、事務的な一応の説明を終り、この事の重要性を十分強調してございまして、またこの法案が提出されますに當りまして、先ほど山下先生からお尋ねのございまして、政府全体としての考え方につきまして

でも、事前に大蔵省といろいろ話をいたしてありますが、結果的に、どういふふうな大蔵省議で中央の案をきめまつかとということにつきましては、まだ確定はいたしてございせん。しかし、本問題の重要性につきましては、事前大蔵省とも十分話し合つてございまして、果して厚生省当局が要求いたしました通りの数字になりますかどうか、それはまだはつきりいたしてございせんが、見通しはある程度明らかと、そういうふうな考へるわけにございまして。

○菅葉隆園君 これは大へん大事な大きい問題でありますから、衆議院の御提案に對しては、いづれ早急に進めていかなければならぬ問題だと思ひますが、現在の罹病の状態、それからこれに對する処置といふのはどういふものを政府の方で……患者に對する処置……

○説明員(山口正義君) 本病は先ほど提案者の内田先生からも御説明がございまして、一たんその病原体がからだの中に入りまして、これは寄生虫の子虫として入りまして、からだの中で親虫に成育いたしまして、そうして血管の中に發育して、血管の中に溜つていろいろな症状を起してくるわけにございまして、非常に結果的には重篤な症状を起して参りまして、貧血あるいは腹水あるいは肝硬変、脾腫といふような症状を起して死に至るといふようなこととございまして。

ただ先ほどからお話がございまして、地方的な疾病でございまして、患者総数といつたしまして、私どもの方に届出されております患者の数は、

一年間にはたとえ昭和二十九年には千五百三十七名、昭和三十年には千三百四十九名、死者の数は昭和二十九年には八十六名、三十年はまだ確定した数字が出ておりません。そういうこととございまして、その地区に住んでおります住民に對します率からいたしまして相対的に高くなる、そういうふうな考へるわけにございまして。治療法は現在アンチモンという金属を使って注射をしてやつておられるわけにございまして、それだけでは先ほど御説明がございまして、なかなか治癒に導かせるということが困難な状態にございまして。

○竹中恒夫君 今の御説明で、三十一年度に二千万円を国庫が持ちこたうこととあれば、その場合に府県がまた三分の一、それから市町村が三分の一でありまして大体六千万円くらいですね。今度この提案通りで、当局のお考を通り予算がかりにたかすと一億一千万円のものごとれて、その見返りが、四分の二が国庫ですから、同様の一億一千万円というものを県と市町村が持つわけですから、それに対する見直しと申しますか、地方財政との関係はどうなりますか。

○衆議院議員(内田常雄君) お答えを申し上げますが、昨年までのおおむね二千万円、これはこの二千万円の計画で本病の撲滅をはかります場合には、おおむね三十年から四十年たいたこの病原体の撲滅ができないといふことになつておられます。そこで各府県の状態によつて違ひますが、おおむねの府県におきましては、多少の地方負担が増してもぜひこれを五年くらい

のうちに撲滅をはかりたい。そうしなければ、三十年、四十年たつておつたんで結局その撲滅ができないからというところで、ある程度の地方負担を覚悟しての陳情、要請が大蔵省、厚生省に毎年相次いでおるようでありまして、そこで今までの状況でございますと、三十年、四十年かかるのを五年でやることになりまして、国費の負担も地方の負担も非常にかさみますので、大蔵省といろいろ話し合ひをいたしまして結果、十年計画くらいでやらしていただきたい、そうすれば国も財政上応じやすくなるし、また今お尋ねのような地方負担も緩和ができるであらうということとこれを十年にいたし、また補助率も従来の三分の一をこれを二分の一というふうな引き上げたわけにございまして、もつともこれは一年、二年やりまして、今の十年計画といふものは、これは今度法律に明定いたしましたから、これを變更することは法律の改正がない限りないものと思ひますけれども、負担の問題につきましては政令でその負担率をきめることにいたしておられますから、万一事業量がふえまして、地方公共団体の負担がし切れないという場合には、あるいは国の負担率をこれを五分の三にいたすとか、あるいはさらに六分の四にいたすとかといふことは国会も応援をいたし、また厚生省も十分必要と認める限りにおいては大蔵省に折衝していただいて、地方負担をできるだけ将来に向つて軽くしていくという方法をとらなければならぬものと思ひます。

○谷口弥三郎君 たいだいまの御説明を聞いて大いに安心したのです。私ども

○竹中恒夫君 よくわかりました。

○谷口弥三郎君 たいだいまの御説明を聞いて大いに安心したのです。私ども

○谷口弥三郎君 たいだいまの御説明を聞いて大いに安心したのです。私ども

はこの十年間の計画というものをせび五年くらいにしたい。予防的に早くやらないと、一たん入り込みますとなかなかおきませんので、しかも、最近肝臓に注射いたしました、そうしてその注射の方法によって割合に早く見出すことができるだけ早く見出す方法もいたしますけれども、アソチモンを用いてもなかなかおきませんので、早くこの工事を完成するといふには十年じゃ、あまり長過ぎるので、五年計画あたりにせびたい。今、御説明を聞いて私は安心して行われます。どうぞ一つぜひ急いでこれが行われますようにお願いしたいと思います。

○衆議院議員(井手以誠君) 提案者の一人として一言お願いをいたしたいと思つております。この法律案は、実は衆議院において二つ同様の趣旨で提案いたしましたのでありますが、これを併合いたしましたので、ここに皆様にお願ひをいたしておるわけでありまして、私は佐賀県の出身でございますが、筑後川の沿岸におきましては、非常に罹病率が高いのであります。しかも最近は大んだん上流の方に蔓延いたしましたので、ただいま鳥栖保健所の報告によりますると、旭村の全村の統計では百人に対して四人、部落によりましては百人に対して十一人の罹病率でございます。これをまとめて何千人という数字は今のはつきりいたしません、これを届出制、その他によつて明瞭にしたことではないのであります。症

状が著しくなつてから初めて入院し、治療するといふ状態のものでありますので、はつきりした数字はつかひことが困難でございます。せつかつ今日までお話されておりますけれども、ただいまの進みませんので、蔓延して非常に心配をいたしておる次第であります。先日地元の者が九大に入院いたしました、治療費が二十五万円かかるというふうなことで、どうしても治療を受けられない悲惨な状態を現地で私は承わつたのであります。どうしても皆様方のお力によりまして、コンクリートの溝を早急に完成しなくては、筑後川沿岸の住民が安心して農作業に従事することもできませんし、学童が水泳することもほとんどできないのであります。今学童の水泳は現地におきましては禁ぜられております。あの地方に参りますと、五尺そこそこの男が非常に多いのであります。それはほとんど寄生虫によるものであり、御存じかもしませんが、徴兵制度があつた当時には、徴兵よけのためにこの病氣にかかりたいというお願ひをかけるという話があつたのも、そういう事情の一端を物語るものであらうと思つております。

力を得なくては、このコンクリート化といふことができないわけでありまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○片岡文重君 とういふ悲惨な状態に置かれておるのに、しかも十年間を要する。十年間の計画で、この法律を改正して、一年に要するものが大体一億一千四百万円という、きわめて輕微な金だと私は思ふんだが、どうしても早くそれをやるようなことを考えられないのですか。少くとも三年なり、五年なり、とりあえず縮めることぐらひは考へてやるべきじゃないか。その十年という遠慮した理由はどこにあるのですか。

○衆議院議員(内田常雄君) 片岡さんから、まことにありがたい御質疑で、感銘をいたすのでありますけれども、先ほど触れましたように、この病氣が日本の國でわずかに数府県に限られておるというこのために、たとへば結核病でありますとか、あるいは健康保険の問題でありますとか、まあ言葉が適當であるか知りませんが、いわば一つの政治力に從來ならなかつたのであります。そのために毎年計上いたされております二千万円でも、毎年一べん増減減ともいいますか、ほとんど零に落ちるくらいであります。大蔵省におきまして、そのたびごとにわれわれ、地元出身に限られるのであります。参議院議員の各位や、また衆議院におきまして私どもが、地方の輿望を代表いたしました。厚生省、大蔵省に乗り込んで、やつと前年程度の二千万円が計上されるということでありまして、このままで行きますれば、三分の一補助の二千万円、

しかもこの病氣撲滅のために三十年、四十年かかるといふことがわかつているではないかといふことで、先ほど申し述べましたように、たとへば地方道路の整備計画などにヒントを得まして、五年計画といふことを法律案にうたつたのであります。大蔵省はあんな役所でございますが、どうしても聞き入れない。ことに内情、これは内輪でございますから内情を申し上げませんが、予算を伴う法律でありますから、なかなか与党であります。政府をもちしております自由民主党などにおきましても、そういう議員立法が容易にできない。大蔵省がある程度同意を示さない限り、三年でやつてしまふ、五年でやつてしまふと言ひましてもできない問題であります。この際は歩どまりをねらおうといふような気持から、とりあえず十年にいたしました。これは大蔵省に聞かして困りますけれども、また状況を見まして、八年なり七年なり、五年なり、さらにこれは法律を修正するのが、一番これは現に近き方法だと考へまして、これをやつたわけでありまして、(異議なしと呼ぶ者あり) なお、つけ加へさせていただきますと、この病氣で困りますのは、人間の保護だけならよろしいのですが、人間のほかの、牛や馬や、ネズミ、ウサギといふものが全部かかるものであります。その元をたす以外にないといふことで、かような処置をとらなければならぬといふことで、ぜひ一つお考へ願ひたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○員長(千葉信君) ほかに……。以上で質疑が尽きたものと思ひますか

ら、質疑を終了して、討論に入りたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○草葉隆國君 討論を省略して直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○「賛成」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) ただいまの草葉委員の動議に御異議ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) それでは討論を省略して直ちに採決に入りたいと思ひます。

それでは寄生虫予防法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案に御賛成の方は御挙手をお願いいたします。

○「賛成者挙手」

○委員長(千葉信君) 全会一致と認め決せられました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

山下 義信 藤原 道子
片岡 文重 藤田藤太郎
木下 友敬 山本 經勝
竹中 恒夫 野本 品吉

吉江 勝保 榊原 亨
谷口弥三郎 早川 慎一
勝侯 稔 大谷藤之助
安井 謙 草葉 隆圓

○委員長(千葉信君) それでは、次に身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案について採決を行いたいと存じますが、その前に、委員長から厚生大臣に対して一言御注意申し上げておきたいと存じますことは、この法律案の審議の経過におきまして、特にこの法律案が採決せられるという状態に当たっての御意見として、法律案の審議に

当って大臣もしくは政務次官等責任者が委員会に出席を怠り、質疑に当たっても、さらにまた採決等の場合に大臣、政務次官の出席のないままに採決に入ることが適当でないという立場から、特にその大臣なり政務次官が国会に対してはなほだしく誠意を欠くという点について強い御意見がございましたので、委員長も妥当と認めてその点については今後十分御注意いただくよう大臣に対して、この機会に一言御忠告申し上げておく次第でございます。

それでは身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案につきまして原案の通り可決することに御賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(千葉信君) 全会一致でございます。

よって本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては委員長に御

一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

勝侯 稔 早川 慎一
大谷藤之助 安井 謙
草葉 隆圓 山下 義信
藤原 道子 片岡 文重
藤田藤太郎 木下 友敬
谷口弥三郎 山本 経勝
野本 品吉 吉江 勝保
竹中 恒夫 榊原 亨

○委員長(千葉信君) 以上をもちまして、今日は散会いたします。

午前十一時二十五分散会